



志摩市選挙管理委員会告示第25号

直接請求における選挙人連署の基準となる数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数を次のとおり告示する。

令和8年6月1日

志摩市選挙管理委員会委員長 谷崎 充



- | | |
|------------|---------|
| 1. 50分の1の数 | 761人 |
| 2. 3分の1の数 | 12,667人 |
| 3. 6分の1の数 | 6,334人 |